

## 有給休暇について

Q

11 月末日までの契約で 5 日間の有給休暇が残っているが 11 月中に使い切ることはできるのか。



社労士

季節労働者の場合、採用後 6 ヶ月後に 10 日間の有給休暇の権利が発生する。しかし、4 月 1 日に採用され、工事等の追い込み時期である 10 月から 10 日間の有給休暇を消化するのは難しいため、採用後有給休暇を与えるよう指導されている。相談内容からいくと、有給休暇は早めに与えられているようで有給休暇の 5 日間については取得可能であるが、時期的なものもあるので、事業主と話し合いをした方が良いのではないかと。11 月までの雇用期間であるが有給休暇消化後(12 月に入ってから)に退職することも可能である。